

| 受理官庁 S A | サウジ知的所有権機関 (S A I P) | 附属書 C S A |
|--|--|--------------|
| 右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁 | サウジアラビア | |
| 国際出願の作成に用いることができる言語 | アラビア語又は英語 ¹ | |
| 願書の提出に用いることができる言語 | アラビア語又は英語 | |
| 紙形式について受理官庁が要求する部数 | 1 | |
| 受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？ ^{2, 3} | 認める。受理官庁はe P C T出願による電子出願を認める ⁴ 。 | |
| 受理官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T規則26の2.3）？ | 認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。 | |
| 管轄国際調査機関 | カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）又は韓国知的所有権庁 | |
| 管轄国際予備審査機関 | カナダ知的所有権庁 ⁵ 、エジプト特許庁、欧州特許庁 ⁵ 、連邦知的所有権行政局（Rospatent）（ロシア連邦）又は韓国知的所有権庁 | |

[次頁に続く]

- 1 出願人は、選択した管轄国際調査機関によって、対応する言語による翻訳文（附属書D参照）を提出しなければならない場合がある（P C T規則12.3）。
- 2 国際出願が、実施細則第7部及び附属書Fの規定に従い、その範囲内で電子形式によって行われている場合には、国際出願手数料の総額は減額される（「受理官庁に支払うべき手数料」参照）。
- 3 国際出願に、明細書と別個の部分として配列リストが含まれている場合には、実施細則附属書Cに従い、すなわち、W I P O標準ST.25テキスト形式に適合したものを提出しなければならない。この形式で配列リストを提出すれば追加手数料は不要である（2009年5月14日付公示（P C T公報）79頁参照）。
- 4 関連する受理官庁の通告については、2015年1月22日付公示（P C T公報）13頁以降参照。
- 5 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する（又は実施した）場合に限り管轄する。

| S A | サウジ知的所有権機関 (S A I P) (続き) | S A |
|--|--|-----|
| 受理官庁に支払うべき手数料 | 通貨：米国・ドル (USD) | |
| 送付手数料 | USD 100 | |
| 国際出願手数料 ⁶ | USD 1,453 | |
| 30枚を超える1枚ごとの手数料 ⁶ | USD 16 | |
| 減額（手数料表第4項に基づく）： | | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書） | USD 218 | |
| 電子出願 （文字コード形式による願書、 明細書、請求の範囲及び要約） | USD 328 | |
| 調査手数料 | 附属書D (CA), (EG), (EP), (KR) 又は (RU) 参照 | |
| 優先権書類の手数料 | USD 100 | |
| 優先権回復請求手数料 （PCT規則26の2.3(d)） | USD 276 | |
| 受理官庁は代理人を要求するか？ | 不要，出願人がサウジアラビアに居住している場合 要，出願人がサウジアラビアの非居住者である場合 | |
| 誰が代理人として行為できるか？ | サウジアラビアで登録されている代理人又は弁護士 | |
| 委任状の提出要件の放棄 | | |
| 受理官庁は、別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？ | していない | |
| 受理官庁は、包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？ | していない | |

⁶ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (IB) 参照）。